

令和2年7月17日

第7回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第7回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年7月17日（金） 午前9時02分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

3 番 〇〇〇〇〇 , 4 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇

7 閉会年月日

令和2年7月17日（金） 午前10時30分

令和2年第7回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第61号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第62号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第63号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について

議案第64号 農地法第5条による許可申請について

議案第65号 農用地等のあっせんについて

議案第66号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第67号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告第7号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和2年第7回農業委員会総会

令和2年7月17日（金） 午前9時02分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。6月、7月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりであります。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第7回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。

3番〇〇〇〇〇〇委員、4番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。それでは、議案第61号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは、議案第61号について、ご説明申し上げます。受理番号財部8号でございます。申請地が財部町下財部澤田下〇〇〇〇〇〇他2筆、地目田、面積計の4,500㎡です。貸人が財部町下財部の〇〇〇〇〇〇で、借人が財部町南俣の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては、新規就農で10年間の使用貸借です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部8号について、7月10日に現地調査をしましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○6番委員（〇〇〇〇〇〇）

親子ですか。〇〇〇〇〇〇さんは、土地家屋調査士ではないですか。それを続けながら農業もされるという事ですか。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

今までもずっと耕作を手伝ってまして、本格的にされるという事です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第61号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。次に議案第62号農地法第3条

所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、議案第62号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉75号でございます。申請地が末吉町岩崎有持前畑○○○○○、地目畑、面積1,128㎡です。渡人が福岡県中間市の○○○○○で、受人が末吉町二之方の○○○○○です。理由につきましては、経営拡張です。他5件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○15番委員（○○○○○）

受理番号末吉75号について、7月6日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号末吉76号について、7月6日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受理番号末吉75号、受理番号末吉76号は、渡人が同一で末吉75号は、譲渡金額がかなり安いのですが、叔父にあたり、受人は、欲しくないという事でしたが、どうしても買ってくれという事で、この金額になったそうです。末吉76号も安いのですが、従兄という事でかなり安くしていただいたという事です。以上で調査報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

受理番号末吉77号について、7月5日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人は、親子です。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

受理番号大隅78号について、7月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、兄弟の関係です。調査結果の総合意見は、受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

受理番号財部79号について、7月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲渡人の父と譲受人の父は、友人で昔から贈与する約束があったそうです。以上で調査報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

受理番号財部80号について、7月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農

地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○1番委員（○○○○○）

財部79号ですけど、○○○○○さんと○○○○○さんは、何も関係はないのですか。

○18番委員（○○○○○）

ありません。

○1番委員（○○○○○）

お父さん達が友人という事ですな。

○18番委員（○○○○○）

○○○○○さんのお父さんが、田畑の面倒を見てたらしいです。○○○○○さんは、宮崎に住まいで、全ての土地を親類等に贈与して処分されているという事です。

○1番委員（○○○○○）

はい。わかりました。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第62号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第63号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは4ページになります。議案第63号について、ご説明致します。受理番号末吉33号、土地の所在地は、末吉町二之方国合○○○○○、地目は畑で、面積2,082㎡です。申請人は、末吉町二之方の○○○○○で、所有者は、末吉町二之方の○○○○○です。転用目的は、自動車置場・旋回スペースです。変更理由は、現在の自動車整備工場が手狭なため、申請地に自動車置場等を設置したいという事です。5条と同時申請になっているところです。変更区分は、除外です。他3件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○17番委員（○○○○○）

受理番号末吉33号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、松尾自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が道路を挟んで宅地であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されていることから確実と思います。位置としましては、農振除外後は、10ha以上の農地の広がりがあることから第一種農地に該当します。計画面積については、貸自動車置場・旋回スペース2,082㎡を設置する予定で適当であると思われます。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、盛り土を行いブロック塀を設けるため、他の農地に影響がないことから、特に問題はないと思われます。道路条件

については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。申請地は、農振除外後は第一種農地の集落接続施設に該当する事から、除外やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は7月9日で、調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉34号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新福留自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が畑、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済みで領収書が添付されていることから確実と思われます。位置としましては、農振除外後は、第一種農地に該当します。計画面積については、畜舎4棟1,385㎡、資材置場1,647㎡を設置する予定で、所要面積は、5,344㎡で適当と思います。排水等については、雨水は自然流下し、し尿はおがくず処理するため適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま利用し、これまでも支障を及ぼしたことがないため、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第一種農地の不許可の例外の集落接続施設に該当することから、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は7月9日で、調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で報告を終わります。

○15番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅35号、36号を現地調査致しました。所有者は、異なりますが申請人は同一で同じ場所での一体利用ですので、一緒に報告したいと思います。申請地は、上須田木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が畑、北が水路であります。目的実現の確実性は、近傍で生産牛を飼育しているが、現在の牛舎が手狭になり、また、増頭計画もあることから確実と思われます。位置としましては、農用地区域内農地です。計画面積については、牛舎・ロール置場を設置するもので、同時申請の隣接地を一体利用する所要面積3,552㎡は、同種施設の状況からみても適当と思います。排水等については、し尿処理は、おがくず方式として、雨水は、既存の用水路に放流します。被害防除につきましては、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、牛舎とロール置場を設置するもので、農用地区域内農地に該当しており、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当することから、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は7月9日で、調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉33号について伺います。以前、隣の〇〇〇〇〇〇番地の地主から水が溢れてきて畑の南側の土砂が崩れて困っているという事で相談がありました。この畑の境界は、どうされるのですか。ブロック等を積まれるのですか。

○17番委員（〇〇〇〇〇〇）

隣の人の了解を得てブロックを積んでありました。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。わかりました。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

私も気になって、見に行きました。補足資料の2ページですけど〇〇〇〇〇〇、2,082㎡ですが〇〇〇〇〇〇番地との境界にブロックを積んでありました。また、勾配もつけて駐車場にするという事でした。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第 63 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第 64 号農地法第 5 条による許可申請について、末吉 65 号を除いて議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

それでは 5 ページになります。議案第 64 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 54 号土地の所在地が末吉町二之方国合〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積 2,082 m²、渡人が末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇で受人が末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇です。転用目的は、貸自動車置場及び旋回スペースです。理由については、現在の自動車整備工場が手狭なため、申請地に自動車置場等を設置したいという事です。先程の議案 63 号受理番号末吉 33 号と同時申請です。他 10 件です。よろしくお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○17 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 54 号は、先ほどの議案 63 号の末吉 33 号と同時申請ですので、調査結果のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農振除外後は第一種農地の集落接続施設に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は、7 月 9 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 55 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、田方西自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が山林、南が畑、北が雑種地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、通路 276 m²を設置するもので、適当であると思われます。排水等については、雨水は自然流下するもので、適当であると思われます。被害防除については、現状のまま利用し、土留め工事するため、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は 7 月 9 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 56 号を現地調査致しましたので報告致します。議案第 63 号の末吉 34 号と同時申請でしたので調査結果のみ報告致します。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第一種農地の不許可の例外的集落接続施設に該当することから、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は 7 月 9 日で、調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で報告を終わります。

○13 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 57 号を 7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東旭ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が市道、南が宅地、北が市道です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第三種農地に該

当します。計画面積については、一般住宅1棟を建築するもので適当と思います。排水等については、雨水は、既存の側溝に放流して、生活雑排水・汚水は合併浄化槽により処理するもので適当であると思います。被害防除については、隣接する畑との境界にブロックを設置するため、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当する事から、一般住宅への転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇で調査致しました。引き続きまして、受理番号大隅58号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東旭ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が市道、西が畑、南が畑、北が市道です。目的実現の確実性は、資金計画として金融機関からの融資証明書が添付しており、また、申請人は、現在、市内で借家住まいであり、自己の一般住宅を建築するため、申請するもので確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅1棟を建築するため、当該地753㎡を分筆して413㎡を申請するもので適当と思われます。排水等については、雨水は、既存の側溝放流として、生活雑排水・汚水は、合併浄化槽を設置して処理するもので問題ないと思います。被害防除については、ブロックを設置して土砂流出を防ぐため、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当する事から、一般住宅への転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇15番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅59号・60号は、先ほどの議案63号大隅35号、36号と同時申請ですので調査結果のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、牛舎とロール置場を設置するもので農用地区域内農地に該当しており、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当することから用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は7月9日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で報告を終わります。

〇7番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号財部61号、財部63号を現地調査致しましたので報告致します。まず、61号ですが、申請地は、十文字自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、10ha以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積500㎡に居宅1棟160.25㎡は、周囲の状況から見ても適当と思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、東側の県道側溝に放流する事から適当と思います。被害防除については、土留め工事を行い、被害防除に関する誓約書が添付されている事から、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、周囲に住宅がある事から不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、現在、実家住まいですが、今回、集落到接続する申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。続きまして、受理番号財部63号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西十文字自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が山林です。目的実現の確実性は、金融機関の仮審査結果通知書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、隣接山林と一体事業で、全体面積620㎡に居宅1棟83.63㎡と駐車場は、周囲の状況からみても適当であると思われます。排水等については、合併浄化槽を設置し、北側の道路側溝に放流する事から適当であると思います。被害防除については、整地のみ行い、被害防除に関する誓約書も添付されており、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、現在、借家住まいですが、今回、集

落に接続する申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。両方とも調査日は7月9日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部62号と64号を現地調査致しましたので報告致します。受理番号財部62号ですが、申請地は、高山自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書及び母からの融資提供同意書が添付してあり確実と思います。位置としましては、10ha以上の農地の広がりがあることから第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積1,065㎡に居宅1棟123.2㎡と農業用倉庫1棟25.67㎡は周囲の状況からみても適当であると思われます。排水等については、合併浄化槽を設置し、南側の道路側溝に放流する事から適当であると思います。被害防除については、整地のみ行います。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、周囲に住宅があることから不許可の例外的集落接続施設に該当します。申請人は、現在、実家住まいですが、今回、集落に接続する申請地に農家住宅1棟、農業用倉庫1棟を新築するものです。また、農家住宅の転用基準面積1,000㎡を超えますが理由書も添付されていることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は7月9日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇で調査致しました。続きまして、受理番号財部64号ですが、申請地は、簗原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで田、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書が添付してあり確実と思います。位置としましては、10ha以上の農地の広がりがあることから第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積462㎡に居宅1棟112.62㎡は、周囲の状況からみても適当であると思われます。排水等については、合併浄化槽を設置し、西側の道路側溝に放流する事から適当であると思います。被害防除については、擁壁を設置し、また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、周囲に住宅があることから不許可の例外的集落接続施設に該当します。申請人は、現在、借家住まいですが、今回、集落に接続する申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は7月9日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (〇〇〇〇〇)

財部62号の〇〇〇〇〇さんの農業経営は、どのような経営でしょうか。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇)

確認しておりますが、兼業農家で6反位耕作されております。主に水稻を耕作されております。畑については、聞いておりません。

○18 番委員 (〇〇〇〇〇)

私が近くなので説明致します。一生懸命お父さんと田んぼを作っているの見ております。畑については、野菜等を作っております。以上です。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○19 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 55 号について、ちょっとお尋ねしたいのですが。譲受人が大阪の方ですが、これは、I ターンですか。会社名からすると設計会社ですからネットさえあれば仕事ができるのかなと思ひまして、〇〇〇〇〇〇の社長なので、コロナの関係での I ターンなのかと。もし、そういう事であれば、どんどん人を呼び込めるのではないかと思ったところです。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

周辺に太陽光発電施設があるので、そこに行くための通路です。

○10 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

既に、家屋は、廃屋になっておりまして、周辺は、太陽光発電施設ができております。そして、その廃屋も取り壊して、太陽光発電施設を作られるのではないかと思います。廃屋を取り壊すために通路として使うという事だと思います。事務局そうですね。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇)

この〇〇〇〇〇〇の会社は、太陽光発電の会社です。宅地を購入した後は、太陽光発電施設を建設する予定です。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただいまの回答でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第 64 号農地法第 5 条による許可申請について末吉 65 号を除いて、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。ここで、〇〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います

「〇〇〇〇〇〇委員退席」

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 64 号農地法第 5 条による許可申請末吉 65 号についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局長 (〇〇〇〇〇〇)

議案第 64 号受理番号末吉 65 号についてご説明致します。土地の所在地が末吉町南之郷見帰の〇〇〇〇〇〇，地目畑，面積 1,006 m²，渡人が末吉町南之郷の〇〇〇〇〇〇で受人が末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇です。転用目的は、公営住宅です。理由については、地域振興住宅建設事業により、市外在住の若年層に住宅を提供するため建築したいという事です。500 m²を超える理由書が添付されているところです。農振区分については、外でございます。よろしくお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○17 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 65 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、見帰自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が畑，西が宅地，南が畑，北が宅地であります。目的実現の確実性は、予算書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、公営住宅 180.58 m² 2 棟，駐車場・通路 212 m²，法面 193 m²を設置する予定で、所要面積は 1,006 m²で、理由書が添付されている事から適当であると思われます。排水等について

は、雨水は、水路放流し、汚水生活排水は、合併浄化槽に放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、盛り土を行い、法面保護をするため、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第一種農地の集落接続施設に該当するもので、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は7月9日で、調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇で調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第64号農地法第5条による許可申請末吉65号については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。〇〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

「〇〇〇〇〇〇委員復席」

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第65号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは8ページになります。議案第65号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉59号申出者が末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇で、申出地の所在が末吉町諏訪方横尾〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積1,132㎡で、申出の内容は、売りたい・貸したいです。他11件です。よろしくお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉59から末吉62については、10番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉63号から末吉64号については、私と〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉65号については、8番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉66号については、12番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。大隅67号については、5番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。財部68号については、11番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。18番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。財部69号については、11番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。財部70号については、18番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。を指名します。ただし、7月19日で勇退される委員につきましては、後任者及び推進委員に引き継ぎをお願いします。なお、推進委員におかれましては、任期が後任者が決まるまでとなっておりますので、引き続きよろしくお願いします。ここで暫時休憩致します。

（休憩：午前9時53分）

（再開：午前10時3分）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議事を再開致します。続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○15番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉29号は、打切でお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉30号、末吉31号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

大隅 36 号は、継続でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 37 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 38 号は、継続でお願いします。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 40 号、41 号、42 号は、継続でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 43 号、末吉 44 号は、継続でお願いします。なお、諏訪方西俣○○○○○は、成立しました。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 46 号は、現在、耕作中ですが収穫後に売りたいか賃貸するかでお願いするそうです。

○9 番委員 (○○○○○)

大隅 47 号は、継続でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

大隅 48 号、49 号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

大隅 50 号、51 号は、成立です。52 号は、継続でお願いします。

○18 番委員 (○○○○○)

財部 54 号は、成立です。

○10 番委員 (○○○○○)

末吉 55 号、56 号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

大隅 57 号は、成立です。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 58 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくをお願いします。次に議案第 66 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上末吉 146 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (○○○○○)

末吉 110 号ですが、○○○○○さんは、都城市でどれくらい経営されているのですか。

○12 番委員 (○○○○○)

先月、農地所有適格法人で申請され、今回、全ての農地を移されたという事になります。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第66号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規10年以上末吉146を除いて申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長(○○○○○会長)

次に議案第66号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、新規10年以上末吉146についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第66号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、新規10年以上末吉146については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 67 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉 87 号財部 101 号を除いて議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 67 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉 87 号財部 101 号を除いては、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 67 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉 87 号を議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 67 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉 87 号は、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席願います。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長（○○○○○会長）

議案第 67 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち財部 101 号を議題と致します。質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 67 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち、財部 101 号については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。7月分利用権設定の新規は、田が35筆で面積48,062㎡、畑が186筆で面積352,937㎡、計221筆で面積400,999㎡、件数は109件でございます。再設定は、田が28筆で面積41,621㎡、畑が130筆で面積242,530㎡、計158筆で面積284,151㎡、件数は98件でございます。所有権移転については、田が20筆で面積16,015㎡、畑が22筆で面積40,389㎡、計42筆で面積56,404㎡、件数は23件でございます。合計しますと、421筆で面積741,554㎡、件数は230件となっております。以上でございます。

○○議長（○○○○○会長）

次に報告第7号合意解約等の報告については、総会資料の50ページから55ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○6番委員（○○○○○）

農政部会について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（○○○○○）

農地利用最適化推進委員について

農地部会について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○農林振興課（○○○○○）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和2年第7回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和2年7月17日（金） 午前10時30分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員